

## 2 生産・販売

### 一 終戦直後の思い出

昭和二十二年

戦争が終わったとき企業整備令は廃止され、元の企業形態に戻れるものと思っていたのに、戦後の復活は遅かつた。

昭和二十二年には十社が二十社になることが認められ

た、つづいて三十社になった、森本製薬も元に戻つたが希望者が全部独立していくことは認められず、業界の大問題となつた。

吉野山の旅館で厚生省の係官と地方製薬業者との話し

合いがあつた。業者側は「五十企業まで製薬営業を認めてほしい死活問題である」と訴えたが、厚生省側は「三十五まで認めるが、それ以上はダメだ」という回答だつた。

た。

三十五に入った業者はいいが、漏れた業者は席上で泣き出す始末、悲壮な場面になつたが、厚生省は頑として譲らない。三十五を固執する原因は不明だが、この席にいた中川房治郎代議士（大淀町出身）は「よしそれでは俺が厚生省へ行つてかけ合つてくる」と説明して東京へ向い、交渉は中断された。

さて、東京へ行つた中川代議士からは、数日経過しても、何の知らせもなかつた。業者たちはいらだつばかり、そこで中島県薬務課長と私ら業県代表八人が厚生省へ陳情のため上京した。

小田急沿線の薬業会館の一階で一行九人が話し合つているところへ、偶然二階に中川代議士がいることがわかつた、二階では薬業関係の会合があつたようだ。

しばらくすると、一階から中川代議士が降りて来て、我々一行の顔を見るなり「君たち失礼ではないか、二階に僕がいると判つていたら挨拶くらいしてはどうか」と、我々をなじりにかかった。そこで私は言い返した「先日、吉野の会談で中川先生は東京へ交渉に行つてくれ、と言つたまま上京したが、何日たつても音信なしで地元では困っている。ここで我々一行が上京してきた。

もう中川代議士は頼むに足らず、と思っていた」と切り返した。

しばらく論争した後、話しがつき翌朝、中川代議士を先頭にして厚生省へ陳情することになった。翌朝早く厚生省へ陳情し、担当の慶松課長と話し合った結果「よし五十にしよう」という回答を得た、大成功だった。

(森本覚次郎・口述・『葵日新聞』昭和六十一年七月二十六日)

## 二 終戦直後の「一戸一袋制」の思い出

昭和二十二年

戦争が終わり、八月二十四日に徵用が解除されて、わが家に帰つてみると、貯えも乏しくなり、物価は奔騰するばかり。そこで十月から廻商に出ました。手元に残つ

ていた薬や配給で仕入れた新しい薬を持って、旧担当地区や割当地区のお得意を廻つてきました、戦争中の統制で混乱しているのを整理したのです。

米軍の占領下の軍政ですから、種々の不便がありました。なかでも旧円から新円への変更では、使用できる新円がなくて、お得意も製薬業者も我々も不自由しました。

しかし、年が明けまして以後は製薬業者が造つた新しい薬を十分に仕入れられるようになり、これを家庭用品配給制のルートに乗せて、お得意さんに配給することができます。新円を受け取るようになりました。

(中西富太郎・口述・『葵日新聞』昭和五十九年八月八日)

一戸一袋というのは、全国の廻商地域を全部白紙に戻し、奈良・富山・滋賀などの業者に新しく割り当てていくのである。これまで廻商していた地域を捨て、新しい

地域に移るわけだが、思いもよらぬ府県へ移って、初めからやり直すのだが、新しい地域には、他人が入って来ないので拡張、廻商は楽だった。安易な独占によつて、利益は保証されていた。国策のためには致し方がないかった。

ところが、私のところの売子（配置販売員）も、一戸一袋制で府県を越えて廻商地を変更したが、この制度に当惑したのは土地の業者たちだった。

前述のように、私のところでは、いわゆる「土地の人」を販賣業者に育てていた。現地で信用のある人を選んでいた。この人たちは「自分たちの郷土で商売ができるのなら」という理由で業界に入ったのである。この人たちに、急に新しく割り当てた府県へ出かけて行つて、そこで商売をしろと言うわけだ。見も知らぬ土地で商売をする自信はなく、この商売から足を洗う人が続出した。一戸一袋制のため、永年にわたり築きあげた得意がなくなつた。大きなマイナスであった。

一方、一戸一袋制によつて利益を受けた人も多かつ

た。商売上の競争はしなくてよい、独占できるので“安易な商法”ができるわけだ。しかし、商売というのは、独占の上では成立しない。自由競争をしていくところに発展がある。

一戸一袋制は、終戦で廢止されると思ったのに、奈良県ではこれを維持しようという空気があつた。奈良の販賣業者は、いつまでも独占の甘い汁を吸いたかったのが、そんなことは続くはずがない。

奈良の業者の多くが、ぬるま湯に入ったように拡張をしないで、場合によつては現売して、刹那的な利益で満足しているとき、富山の業者は一戸一袋に見切りをつけ、現売を控え、拡張に努力していた。

そのころ、商組の役員会の席上、私と米田長七さんとが、この点を取りあげて「一戸一袋制を早くやめ、廻商地を開放して、自由に行けるようにせよ」と主張したことがある。

企業整備と合わせて、販売面でも統制経済が及んできて「一戸一袋」が強制的に実施された。奈良、富山、滋賀、佐賀県など配置薬生産県の代表が協議した結果、何県のこの地域は奈良県というように、全国を各生産県の持ち分として割り当てた。

奈良県では、その持ち分を持ち帰つて、これを各販売業者の実績に応じて割り当てていった。その作業は連日精力的に行われたが、ほとんどの人は、自分の知らぬ地域だった。なかには、どこの県の配賣業者も行つたこともない『空白地帯』を割り当てられた人もいる。長年の間、廻商しながら立派な得意を育てあげたのを捨てて、未知の地方に移るのであるから、これも大変なことだった。

私もこの事業に関与し苦労させられた。企業整備と同じで、この作業には二カ年近くも要したので、なんとか完成したときは終戦も近づいていたのである。企業整備と同様に、業界に大混乱をまき起させただけでなく、戦後の復活にも大きなマイナスになつた。

「一戸一袋」は、自分の領分内に誰も入つてこないから、商売するのは大変楽である。戦争中に、その「うま味」を体験した販売業者の中には、その味が忘れられず、いつまでも同業者が入つてくるのを「ルール違反」のように言つている、あまりにも排他的ではなかろうか。

一戸一袋制はお得意さんによつても、大変に迷惑なことだつた。今まで信頼して飲んでいた薬が飲めなくなるのである。これほど業界に混乱と損失、挫折を与えたものはあるまい。戦後の復興にも大きな影響を与えていれる、これほどひどい失政はあるまい。

(増田弥内・口述『薬日新聞』昭和六十一年一月一日)

### 三 家庭薬の現状と将来

昭和二十一年

壳薬は、家庭薬として再出発を行ひ、現在に至つたのであるが、戦時中、その生産は、原料資材の極端なる圧縮に依つて、相當に縮少を余儀なくされ、配給も亦、統

制技術の拙劣さに依り、統制品は殆んど市場から姿を消し、その間隙を狙ふ無免許不良品の跋扈に依り、需要者大衆に対し、可なりの不便を与えた事は蔽うべくもない。而も軍は前に売薬を極端に無視圧迫して置きながら、軍用医薬品の供給、意の如くならざるを見るや、民衆のものたるべき家庭薬を無計画な大量買上げを行い、これを隠匿貯蔵するの挙に出でたるために、家庭薬佛底は益々拍車をかけられるに至った。加えるに、東京、大阪、富山、名古屋の如き重要生産地が相ついで戦災し、現状を以てすれば、家庭薬の使命達成は遂に画餅に帰せんとする一步手前に於て終戦を迎えたのである。

終戦後の放心状態より脱却するや、家庭薬統制組合は、全国生産者の先頭に立つて、その再建に着手した。先づ家庭薬の円滑なる供給を阻害する配給統制の撤廃を当局に要請、又、自らも官僚統制の弊を脱して民主的自治統制に移行すべく、昭和二十一年一月、全国統制団体の先端を切つて、組合の解散を決議し、家庭薬組合中央会として再出発した。一方、生産業者自らも六百年の伝

統に培われた根強い底力を發揮して、日一日と生産を増大し、公定価格の全面改訂と相俟つて昭和二十一年三月以降、徐々に家庭薬は市場にその姿を現し、同年九月家庭薬配給制の撤廃に依つて、その供給は一層円滑化し、現在に於ては、サントニン製剤の如き、輸入原料を持つものを除いては、殆んど市場にないものはないと云つても過言でない程の復興ぶりを示して居る。

又、本邦特殊の医薬品販売制度として、他国にその類を見ない配置家庭薬は、多年農山漁村大衆の簡易治病に貢献し來り戦前に於ては、僻遠の地のみならず、大都市に於ても、その便利さと価格の低廉さに於て、大衆の歓迎する処となつて居たが、矢張り戦争のために、その円滑なる供給が妨げられて居た処、再び、活発な活動を開始しつつある。昭和二十一年六月現在、家庭薬生産企業体数二三一、その処方総数五、九七四、その殆んどが、本全書に収載されて居る。

さて、家庭薬の将来に就ては、それが民衆と共にあり限り、益々發展の一途を辿るべきを信じて疑はない。論

者或は、家庭薬は、民衆医療知識の低劣と、生活水準の低位性と、更に医療機関の未普及とに依るものであり、斯る要因が払拭される事に依つて、家庭薬の必要性は減退すると云うものであるが、筆者をして云わしむれば、寧ろ其の反対であつて、衛生知識の普及発達に依り、医師の手を要せずして、自ら治療し得る知識の所有者が益々増加すべきは、当然予想される処であり、又、生活程度の向上は、それだけ高価なる薬品を民衆が自由に使用し得ると云う事であり、更に医療機関の普及発達は、正しき薬品の使用知識を民衆に普及する事であつて、現在の如く、医師が自ら薬を調剤して患者に使用せしめると云う事こそ、寧ろ医療制度の未発達衛生知識の未普及と云う事態の生んだ結果なのである。實際、医師が自らの手に依つて或は薬剤師を使用して薬を調合し、患者に使用せしめると云う事は、我国獨得の制度であつて、他の文明国では、医薬分業制度が確立し、医師は専ら診断し、処方を発行するのみであつて、薬剤を調製すると云う事は、専ら薬局の手に委ねられてゐるのである而も、

普通一般の病症の場合は、それに用いる薬剤も自ら一定せられるために、既に錠剤、或は液剤の様な形に調製せられて居り、一個の商品として包装せられて居るものが多く、医師は単にその品名を指示し、患者は指示された薬剤を購入すれば足りると云う場合が多いそうである。

現に我国に於ても、官公立其他大病院に於ては、医師は、暗号或は符号に依つて製剤を指示し、附属薬局に於て、既に調製せられてある其の薬剤を患者に渡して居る場合が極めて多いのである。これは、将来、家庭薬の一つの行き方を暗示するものであると思うのは、筆者だけの偏見であろうか。

何れにもせよ、敗戦日本の現状より推して、家庭薬の必要性が著増するとは云え、減退すると云う事は、全々考えられない事である。勿論、この要求を満すために、家庭薬が現在のまゝの姿で、事足りるとは元より考えては居ない。そこには幾多の改良、淘汰を待つべきものが多々存在する。

特に戦争に起因する原料資材の不足から、包装、内容

共に、戦前のレベルよりも低下して居ると認められるものも相当ある様である。かゝるものは一刻も早く戦前の姿に復さねばならない。而し乍ら、一面、戦争中、或は

終戦後に新しく発売され、内容包装共に、素晴らしい優秀なものも多々見受けられる。又、斯る製剤の普及発達

に依り、旧いものが相當に圧迫されて居る事も事実らしい。

何れにせよ、現在は未だ終戦後の混乱を脱し切つては居ない。否、寧ろ戦争の病痕が愈々表面に露呈し来り、

その影響は寧ろこれからが深刻であると云う事が出来るであろう。斯る混乱時の真最中に於て、今後の家庭薬の在り方を正しく指摘すると云う事は不可能事に属する。

家庭薬を多年圧迫しつづけて来た根強い官僚思想が、現在に於ても未だ一部には潜在して居る。斯しく観する時、家庭薬の前途は決して楽観を許さない。然し乍ら、常に民衆と共に在り、弱者の声なき味方としてその存在を保つて来た家庭薬は、その本来の姿を失わない限り、

決して滅び去る事はあり得ないのである。民主日本の黎

明は近づきつゝある。家庭薬よ、常に民衆と共にあれ！

（『家庭薬全書』昭和二十二年刊）

#### 四 奈良県貿易協会の案内

昭和二十二年

奈賀第十八号 昭和二十二年五月九日

奈良県立商工館長 前川祐雄

##### 一 奈良県貿易協会について

邦家再建の一大要素たる貿易振興も近く米国から貿易視察団来朝の報と相俟ち民間貿易再開の機も熟して参りました……（中略）……本県特産品の宣伝に努めたく……本協会加入を御申込み下さる様御奨め致します、本年末日を以って一応会員申込みを打切りします。

会費 一号会費 年千円以上

二号会費 年五百円以上

三号会費 年三百円以上

何れでも結構です

## 五 貿易再開の案内

昭和二十二年

奈賀第五十四号 昭和二十二年九月三日  
奈良県貿易部会長 森谷清春

輸出品見本生産資材配分等について

### 貿易の再開について

奈良県貿易協会副部長・奈良商工会議所貿易部長・協和製薬株式会社々長・奥村正信氏が本組合に寄せられました『貿易事情』と題する御高見の一端は、組合員各位に於かせられても今後の御参考になるかと存じまして、左にこれを摘記して御知らせ致します、御計画上何等かの御資料とも相成ますれば幸甚です。

奈良県家庭薬工業組合庶務課

### 貿易事情に就いて

本年も六月十日、マッカーサー元帥の声明により待望の民間貿易を許容せられ八月十五日を期して各国民間貿易……(中略)……この時において私共薬業人もこれに対し無関心では居れない。……以下省略

(増田弥内氏蔵)

### 家庭薬について

概要前述の如しで一度A.Pの承認を得れば極めて有利である。けれども家庭薬の仕向地は概ね東亜地域に限られ、それら諸国の経済状況も同じからず、加え他の商品と異なり家庭薬は銘柄・商標等に制約せられること多く旧来の販路確立していた銘柄については相手国よりの希望もあるであろうが、これに大きい期待をかけてはなりません。積極的に販路拡張の手段なき今日としては、八月來朝の使節団に呼びかける他には道がないと思う。

けれども、この際只漫然として傍観することは策の得られるものでないと思うから、大いに進んでこの機会を善用すべきであると思う。

(増田弥内氏蔵)

## 六 全国特産品振興展覧会出品の案内

昭和二十一年

昭和二十二年五月二十日

増田製薬株式会社

社長 増田弥内

奈良県商工館御中

全国特産品振興展覧会出品の件

御照会に接しました標記の件に付き、別紙の通り申込

書に現品相添え御届致しましたので宜敷御取計願います

奈良県家庭薬は古くより大衆の簡易治療薬として保健衛生の上に大きな役割を果して來たのであります。前世世界的不況で殆んどの産業が萎靡沈滯する中にあっても、ひとり家庭薬は特殊な存在として好況を続け、その生産額も当時の価額で三千三百万余円に達し、販路も国内一円はもとより満州、中国、更に南方諸地域、アフリカ東海岸にまで及んでいたのであります。

しかし不幸にも今次大戦に遭遇し、戦局の苛烈化に伴い家庭薬業界も戦時態勢の強化によつて整理統合の余儀なきに至り、五六〇有余を数えた製薬業者も十社になり、加うるに原料資材の入手難、販売面における府県割当制（一戸一袋主義）等により短時日の間に極度に衰退し苦悩の中に敗戦の日を迎えるに至つたのであります。

戦後非戦災県として恵まれた本県家庭薬業界は関係者の復帰や、資材の漸増に伴い、昭和二十一年末第一次企業再編成として四五社に分離独立し爾後も順調に増加、現在一八〇社の多きを数え販売額年約四〇億に達し大方皆様の御好意により戦前の活況を呈するに至りました。

## 七 奈良県家庭薬の現況

昭和三十年

品名	数量	最終販売単価(円)
増田胃腸丸	一〇	一二包入 一〇円
漢方増田胃腸錠	一〇	一五〇錠入
氣付清涼 ライフ	三〇〇粒入 税込 五円	一〇〇日分 一五円

(増田弥内氏蔵)

輸出も戦後苦難の道を辿つて来たのであります。が近時

逐時進展しつゝありますので之れ又戦前の状況になる日

も近いと期待いたしております。

昭和三十年三月

奈良県薬務課長 堀内 実  
(『奈良のくすり』)

斯る御要望に応えるため、県薬務課及び県立薬事指導所の指導の下、近代化学を取り入れ大衆に最も効果的に使い易いように剤型、臭、味、色沢等極めて良好なものとされているのであります。製剤方法、容器、紙質、印刷、包装等にも厳密な検討が加えられ完全に皆様の薬として愛され安心して御使用願えるものであります。

販売面に於きましても昭和二十九年末現在配置員の全国的配置分布状況は、北海道一六二人、東北地方四五四人、関東地方七七四人、中部地方一、三三一人、関西地方二、四七七人、中国地方八〇三人、四国地方四八八人、九州地方五八五人、合計七、〇七四人の多きに達し、之等配置員は何れも所定の指導教育を受け保健衛生に寄与できる責任と、よろこびを持つて全国隈なく御伺いいたしておりますのであります。今後共一層の御後援下さいるようお願いいたします。

## 生産・販売

### 八 自動包装機化に成功

昭和三十二年

昭和三十二年、支配人の私は一大決心をして社長に進言した「このまま、手作業で包装していたのでは、いずれ行きつまってしまう。いまは順調に売れているが、将来はもっとふやして全国に行きわたるようにしたい。それには機械化する以外に方法はない。現状で試算したところでは、機械化の方が原価は高くつくし、いつ完全に運転できるか見通しも立たぬ状態だが、とにかく着手してみたい」。社長も機械化に同意され娘婿と役員に協力を得て、自動包装機の機械を想定して試作機（一号機）を発注したこちらも初めての機械だし、メーカーも初めての作品だった。機械屋の常識では初めて機械を導入していく場合、一号機、二号機は試験的なものと覚悟して

かかり、三号機ぐらいから、経済的な運転ができるのが普通だそうだ。

自動包装の場合でも、三光丸独特の五角型の包紙を続けたいのでこの巻取紙の印刷、打ちぬきのズレの修正に苦労したが一号機を運転した結果「なんとか使える」ものが日産一万包の割で生産された。

その後二年間に二号機、三号機を設備し原料から製品までの全工程を機械化し、どんな注文にも、すぐ応じられるようになつた。

(上西音次郎・口述・『薬日新聞』昭和六十年七月二十七日)

## 九 配置家庭薬を取扱つた農協一らん表

昭和三十九年

### ◇宮城県

△配置している区域、伊具郡（丸森町）角田市 加美郡（八田一村）黒川郡（大和町 大衡町）志田郡（三本木町）玉造郡（若出山町）遠田郡（小牛田町 田尻町）宮城郡（泉村 宮城村） 桃生郡（三町一村）本吉郡（津山村）登米郡（石越

町 中田町）柴田郡（五町）

### ◇京都府

△配置区域、福知山市周辺 上川町金谷 天田郡 三和町

△配置従事者 福知山市大呂 坂梨光雄

### ◇高知県

△配置区域、安芸郡、北川村農協で農協マーケ入りの薬を最初婦人部で配置した。現在配置員が廻商室戸市元町農協、配置方法は前項の通り、約八〇〇戸に配置

### ◇福岡県

△配置従事者は二三名で福岡県購買販売農協連合会が許可を受けている。

△農協の仲介で婦人会が一名だけ許可をとり他は無許可で交渉に廻商

△大川市川口 八〇〇戸 三池市三池 一、〇〇〇戸

△配置品目は協同薬品工業製薬の製品が主体で、婦人会の基金（リクレーション）等に充当する。

### ◇北海道

△道内の全農村地帯の八割以上と想定、一村落に配置する。

する。

る場合は完全配置する。

△取扱薬品、株式会社堀内伊太郎製品を主体としている。

△現在六〇〇名余の配置員が従事する他青年団、婦人会員等の補助員も多少いるが、ほとんどは正規のものとみられる。

△配置薬の内容は主として浅田飴本舗、堀内製薬のもののはかに宇津救命丸、ビタミン剤、キンカン等有名品とする。

#### ◇岩手県

△岩手経済連が農協、漁協を利用して県下一円に配置、配置員は約五〇名

#### ◇広島県

△甲奴郡、沼隈郡、世羅郡、山県郡を配置

△婦人会、青年団に配置行為を代行させているものもある。

△農協婦人部等を利用し各戸へ配置、入替方法は配置員（各単協の）が各戸を訪問し使用分のみ補充（置き足し）婦人部各班毎に班長が配置箱を集め農協へ持参し農協にて補充後班長がこれを持って各戸に渡す。県厚生連、直属配置員を各単協より委嘱を受けた地区へ派遣各戸へ出向き補充する。

△経営単位は各単協、新薬事法施行後表向きは県厚生連、直接配置販売の形に変更するものも実際は各単協単位と思われる。なお昨年日田市議会において国民健康保険の僻地地区民の家庭薬使用分も医療給付の対象にしては如何か、それには幸い農協家庭薬があるからこれを認めてもらいたいとの発言があり県当局も調査

#### 生産・販売

△農協預金勘定において相殺しているものもある。

#### ◇大分県

△全域旅游の約九割が取扱い、農家戸数の約六割に配置

2 生産・販売

に乗り出した事実がある。

◇岡山県

△英田郡 美作町、英田町、勝田郡 勝央町を配置

△農協が回覧板で注文をとりビタミン剤、ハリ薬など販売する外、後月郡内や他の地区においても前記同様の販売がなされている。

◇岐阜県

△厚生連の配置員も協議会々員として共に進みつつある。

◇群馬県

△県下全般に配置されている。

△配置責任者名称は群馬県農業経済連合会、管理薬剤師、野々村正夫

△配置員数は五五名（三七年度）配置員は山形市にて講習をうけたもの、昭和三〇年頃より始まり全県下に拡がり現在はポツポツ引き上げつつある。

◇静岡県

△全厚連が組織的に家庭薬の配置を始めたのは十銭売薬

以来二〇数年になる。その後一〇年前から配置の方法は各部落の婦人会の役員を通じて各戸に配置していたが静岡県協議会が嚴重抗議をなしたので中止し専属の配置員を各地域毎に養成して配置した。続いて配置員全員協議会に加入した。

△配置状況は名糖産業の製品及二、三メーカー製品を取扱う、県下農山村全地域に配置する、又農協の各戸預金口座より支払う。

△アンプル剤、サロンバス大箱、鎮痛カユミ止め「キンカン」、オロナインなどを取扱う。

◇長野県

△組織連及全購連が農協を通じ婦人会を利用して実施する婦人会役員及び農協幹部が各家庭に薬箱を配置し年三回入替をなす。

△農協預金より支払う、今後益々拡大されるものと推考します。

◇青森県

△六戸農協、十和田農協において実施中、現在特定の者

だけ配置しているが一般に配置が拡大されつつある。

△漁業組合及び富士製糖の社員及び従業員を対象に全国有名医薬品の名称でもって定価より安い二割～四割を表示して販売外に薬局において割引販売競争が行われている。

#### ◇千葉県

△現在の新配置員は三名程度且下人手不足のため引上げ中で業者に大した影響なし。

(『農日新聞』昭和三十九年六月二十日)

### 10 全国配置家庭薬協議会と農協の競合

昭和三十九年

(前略)

全国配置家庭薬協議会は、農協が営む医薬品の配置販売業は責任上適格を欠く場合が多く農協本来の使命にのつとり専業者の業種と生活を侵害している旨を厚生省へ陳情し、その仰制方を依頼しているが、薬務局ではこれに対処するため近く、農協の実態調査を行う方針を固め

これが陳情に対して、農協側は販売許可をうけている農協の店舗は三、二〇〇しかないこと、農協は農業生産の合理化を使命とするものではなく、有効適切な施策により、農村の経済的文化的向上を目指しているものであること、配置家庭薬は僻地を無視、その使命を果しておらず、農協はその三〇%を占有するのみでまだ七〇%残されていること、配置薬の非現代的な商法と異り、農協は医薬原料を共同仕入し、自己資本で製造し、単車で配置しており、毎年一〇〇名づつ配置販売業の専門家を養成しており、その管理に万全を期している。配置薬業界の苦情は時代の流れに立ちおくれたものの悲鳴にすぎない……として強い態度を示し逐一反駁しており、成り行きが注目されている。

全購連と厚生連は、堀内伊太郎商店を中心とする家庭薬メーカーと結束、そのほか自己資本による協同薬品工業で医療品を生産、農協という強い組織力にのせて販売しており、年間売上額は五～六〇億円（末端価格）

という無視できない発展ぶりを誇っている。

(『薬日新聞』昭和三十九年八月八日)

などの家庭、学校において発見され、薬局などで販売されている事実があるが、厚生省の行政指導が不徹底であった現況を知りたい。

## 二 配置薬の取扱いの公開質問状

昭和五十一年

日本消費者連盟会長

竹内徳一

薬を監視する国民運動の会

高橋暁正

一 現在、配置薬の成分として許可されている品目は何か？

二 昭和四十五年以後、配置薬に関する法規、その細則又その間に行なわれた行政指導はどういうのがあるか？

三 以上のような配置薬の取扱いの変化、国民の救急薬、常備薬の内容についてどのような状況で反映されたか、その方法が十分達成されたか、確かめたか否か？

六 塩酸キニーネ含有のかぜ薬もまだみられるのは、四十六年に行政指導を受けたはずなのにどうしたのか？

七 腎臓、胃腸障害のために、酒類に対しても添加を停止されたサリチル酸を含んだ胃腸薬があるが、これは不当ではないか？

八 整腸剤、征露丸などに含まれているクレオソート、エノール系化合物の混合物であるが、化学構造からして発ガン性を考えなければならない。早急に使用禁止すべきである。

四 昭和四十六年頃から使用できなくなつた解熱鎮痛剤のアセトアニリドが、山梨、京都、神奈川、山形

五 食品添加物として許可されていながら、腎臓、神経などに危険性が明らかになつて、現在世界各国がほとんど使用していない、デヒドロ酢酸ナトリウム

含有の胃腸薬が流通しているが、これも四十九年行政指導を受けながら家庭に存在するのはなぜか？

九 ニトロフラン系（殺菌剤）、グアノフラシンなどを含んだ胃腸薬が配置されているが、先般、食品添加物 FA<sub>2</sub>問題に関連して明らかに染色体障害、発がん性の点から考えて使用禁止すべきではなかろうか？ 殺菌剤、アクリノールを含んだ配置薬についても同様ではないか。

一〇 スモンの原因になつたキノホルム製剤が、今だ家庭薬の救急箱の中にあるが、これの全面回収を行うべきでないか？

一一 長期連用によつて神経障害を生ずることが明らかなされている、ビスマス塩類を含んだ下痢止めに対して、どのように解しているのか。

一二 肝臓障害の危険が指摘された下剤、ビサチンがまだ家庭にあるが、いかに？

一三 塩素系農薬等、同系統の化学構造をもつ、殺菌剤、ヘキサクロロヘンを含んだ軟膏、キズ薬として流通しているが、これに対してもう対処するか？

一四 骨髄障害のおそれありとしてアメリカその他の国

々では、使用されていないピリン系のカゼ薬が多量に出回つてゐるが、他にも骨髄障害物質が体内に多量に入る危険の多くなつてゐる現在、これらの配置薬としての使用、自由販売を中止すべきと思うが、いかに？

一五 回収した配置薬の再使用を防止するため、製造年月日を明記すべきでないか？

一六 配置薬の説明書の中に、副作用、連用の危険性が書かれていないが、これらを充実すべきではなかろうか？

（北海道配置家庭薬協議会定期総会で佐藤又一理事長が配布した資料）

## 二 全協・緊急配置対策実施決定事項

昭和五十一年

一 全国配置家庭薬協議会は、総力を挙げて配置家庭薬総点検をなし、削除品目を原則として三月三十一日までに回収する。

二 お得意に注意喚起の文書を出す。

三 各配置薬製造メーカーは、自主的にすみやかに製造する医薬品に配置期限を記入するよう、準備をすすめる。

四 預箱のなかに、保管上の注意事項、配置記録、お得意の相談に応ずる連絡先（住所、氏名、電話番号）を記載したものを、いれておくこと。

五 各都道府県協議会は、各都道府県薬務課の指導により研修会を開催すること。

六 今後削除品目の出た場合は、全国配置家庭薬協議会を通じ、文書又は、会合により本会傘下の配置薬製造メーカー及び、配置販売業者に速やかに周知徹底をはかる。

（『全配協』）

ついては、貴管下の配置薬関係者に対し、下記指示事項に基づき指定品目以外の成分を含有する医薬品が配置されていないか、特に、いわゆる不廻り得意等による回収もれがないか等について、早急に総点検を実施させるとともに、貴職におかれても点検、回収等の状況を把握し今後再びかかることのいよう関係者に対して特段のご指導をお願いする。

### 三 配置販売業者等に対する指導につ

いて

昭和五十一年

（昭和五十二年二月十三日）

おつて、今回の事例に関連して、全国配置家庭薬協議会（会長 石黒七三）に対し、緊急に対策を講ずるよう指

示したところ、同協議会より別添のとおり、役員会において決議し、傘下の各都道府県配置家庭薬協議会等に緊急実施方、指示したむね回答を得たので指導上の参考とされたい。

#### 記

(『金配協』)

### I 四 配置期限の表示について

昭和五十一年

(一) 表示方法　配置期限五十六、四（昭和五十六年四月末を意味する）と表示します。

(二) 使用期限　表示決定済みの九製剤については、配置期限の表示はしなくてもよいこととします。

(三) 配置期限は製造時に表示します。期限は製造から五年以内とします。

### II 配置期限の表示について

厚生省薬務局長 上 村 一 殿

富山市千歳町一一三一一三  
全国配置家庭薬協議会

会長 石 黒 七 三

(五) 表示の場所は、原則としてロット番号と併記します。

(四) 期限の設定はデーターに基き、各メーカーに於て決定します。

貴発、昭和五十一年二月十三日付第一一七号にかかる「配置販売業者等に対する指導について」左記の通り実施いたしたいと存じますので、何卒、御承認賜りますようお願いします。

#### 記

(六) 局長通知第四項に、昭和五十一年四月一日以降製造される配置薬の全品目について、品目の種類ごとに配置期限を設定させ明記させることとなつておますが、三月三十一日までに出荷もしくは製造する製品についても同様製造後五ヶ年以内の配置期限を表示します。

### III 配置箱に添付する文書は次の通りにいたします。

#### 一 配置期限の表示について

お願 い

一  
保管について

卷之三

保管して下さい。

(二) 薬箱は温度や湿気の高いところ、直射日光の当る

ところに置かないようにして下さい。

(三)薬は他の入れ物に入れ替えたり、他のものといつ

しょに置かないようにして下さー。

二 使用について

(一) 使用上の注意書をよくよんで使用して下さい。

(二)薬は用いる前に必ず効能や用法・用量、注意事項

をよくよんでから、正しく用いて下さい。

### (三) 外用薬 (ぬりぐすり、はりぐすり、きずテープなど)

をご使用のときは、患部を清潔にして下さい。

(四)用法・用量のわからない薬、変質したり、よごれ

たりした薬は、絶対に用いないようにして下せ

○

### 三 配置期限について

例　配置期限五十六、四は、昭和五十六年四月末と

二二〇

(北海道配置家庭菜協議会定期総会で佐藤又一理事長が配布した資料)

## 一五 危険薬の報道

昭和五十一年

危険な薬まだこんなに

定期的に家庭を廻って、袋の中の薬を入れ替える家庭配装置薬の中に、副作用の恐れが強いとしてとっくに販売を禁止されているキノホルムやアセトアニリドなどの成分を含んだ薬が、まだ大量に残っていることが厚生省の調べで二十七日わかった。あまりの量の多さに、厚生省

は改めて業界に禁止薬の回収を指示した。(後略)

(『朝日新聞』昭和五十一年十一月二十八日付)

(四)輸出動向

(六)経営者意識

## 一六 大和の売薬業界の近代化報道

昭和五十二年

不良医薬品の追放をめざす「医療品の製造および品質管理に関する基準」(GMP)の完全実施を前に、県の製薬業界をGMP体制に適応させる「配置販売用医薬品製造業中小企業近代化計画」がこのほど厚生省でまとまりた。(後略)

(『朝日新聞』昭和五十二年一月二十八日付)

全般的には低調、独力で経営近代化を図ろうとする事業所二七、九%、残りの企業は転業、廃業

生産状況・品質管理と技術状況・販売取引状況・財務状況・労務状況(省略)

現状から将来を展望した問題点(項目のみ)

(一)薬務行政の強化

(二)配置薬製造業はGMP実施と近代化により巨額の投資をした、それを如何に回収するか

(三)配置薬製造業者は、製造品目をしぼり量体産制の方向に進むが、販売促進をどう進めるか

(四)一つの提言(創造的配置販売)

(要点のみ)

## 二 生産・販売

- (一)企業数 昭和五十一年四月一日現在一二四企業
- (二)創業からの経過年数(以下六まで省略)
- (三)企業規模

## 一七 奈良県配置薬製造業の現状と問題点

昭和五十三年

- (一)「できるだけ主義」から「これだけ主義」へ
- (二)適正重点配置のためのABC分析
- (三)配置員の態度と配置販売技術
- (四)成熟社会での配置のあり方

⑤懸け場拡張のために

⑥配置員管理について

⑦むすび

(『研究季報』奈良県立短大、第二十六卷二号・二十七卷一号・二十七卷二号)

## 一九 GMP 対策全面達成に見通し

昭和五十四年

### 一八 奈良の家庭薬・県外に出先設置

昭和五十三年

富山県に次ぐシェア（市場占有率）を持つ奈良県の家庭配置薬業界は年末にかけての本格シーズンを迎える。営業エリアに出動した配置員への薬品出荷などに追われている。配置先は近畿を中心とする全国一円だが、最近は効率を高めるため県外に出先を設けて営業エリア集約したり、配置員の質の向上をねらい、大学卒業者を採用する業者が増えるなど、同業界にも近代化の新しい動きが広がっている。……以下省略……

(『日本経済新聞』昭和五十三年十一月十八日付)

### 一〇 GMP 等により、合併・協業化し

た業者

昭和五十三年

合併

(大和製薬株式会社 五三、九、二〇開業

奈良家庭配置薬業界のGMP対策の進行状況をみると、品質管理などのソフト面は県が重点的に指導したことから一一メーカー（うち医院・薬局、一般向けは六社）全部が基準を達成した。半面、製造管理、構造設備の改善などハード面の達成は四九社（同二社）で、達成率四四%。しかし改善中が三九社（同二社）、計画中が十六社（同二社）あるほか、七社が販売に専念する予定のため、五十四年度の早い時期に基準達成の見通し。……(以下略)

## 2 生産・販売

薬の町として知られる奈良県高市郡高取町に薬業再興の核施設として薬草公園を建設することになり、近く土地所有者を対象とした説明会を開いて協力を求める。同

## 二 薬の町再興へ薬草公園

昭和五十四年

(奈良県薬務課)

製造所名	代表者名
岡田快正堂 内外製薬㈱	岡田 美教 米田 正之
仁寿堂 井上薬品工業社 扇屋薬品本房 光誠製薬㈱ 玉巻自由堂薬房 (株)西川栄寿堂 大和櫻原製薬㈱ 共生製薬㈱ 中島寿玄薬房 奥村正永堂薬房 関西薬品工業㈱	井上 友村 西島 玉川 西川 西田 西島 福西 中島 奥村 島寿 明公 玄 匠司 房 道昭 房 秀次 房 郎 房 松政 房 仁 房 正隆 房 司之 房 助 房 岡崎 房 一

(二)協業組合奈良県製薬 五四、四、一五開業

## 協業組合

製造所名	代表者名
宮本 公典	岡田 美教 米田 正之

町では町と製薬業者で高取町薬品販売公社（仮称）を設立して生産、販売の協業化や、薬草公園の運営に当たらせる構想があるほか、農家に薬草栽培を奨励するなど多角的な振興策に取り組む考え。（後略）

(『日本経済新聞』昭和五十四年十月十四日付)

## 三 農協配置の現状

昭和五十七年

各県単位の経済連が既に配置に進出している県は、岩手、宮城、秋田、山形、福島、群馬、栃木、長野、新潟、静岡、福井、島根、鳥取、高地、岡山、広島、福岡、宮崎の十八県に反んでいる。

配置品目数は現在約三十二品目、種類はかぜ薬（小児用も含む）、頭痛薬、せき止め、胃腸薬、目薬、貼り薬、うがい薬、赤チン、ビタミン剤など、ほぼ家庭必需薬が完全に備えられているようだ。

廻商はほとんどの県が年二回廻りである。

懸場戸数は進出県における組合加入戸数の平均六割、合計約百万戸に及ぶといわれる。（以下略）

(『家庭薬新聞』昭和五十七年十一月十八日付)

### III 配置薬販売士制度・提言

昭和五十八年

埼玉県配置家庭薬青年部長・松本豊一氏の提言は具体的で、配置薬販売士三級は、配置に従事した一年から三年の間に薬事講習会を二回から六回受講して、家庭薬教本に基づくテストを受け、六〇点以上取った者に与えられる。(2級、1級の条件については省略する)

(『薬日新聞』昭和五十八年十一月十二日付)

### IV 厚生省が薬の宅配便OK

昭和六十年

札幌市内の薬局が、電話で注文を受け、宅配便で家庭用医療品(大衆薬)を届ける新商法について小売業界から「薬事法違反ではないか」とされていた問題で、厚生省は十日までに「電話による注文でも、服用に際しての注意を薬剤師がきちんと客に伝えている限り、違法とは

いえない。また宅配も法的な規制はない」とする見解をまとめた。これにより、薬剤師が対応すれば、"テレホン・ショッピング"の注文をうけることができ、薬屋さんの流通革新も進みそうだ。(以下略)

(『北海道新聞』昭和六十一年一月十一日付)

### III 配置薬販売業とコンピューター

昭和五十九年

配置業界は事務処理コストがネックとなって、他業界に較べコンピューターの活用がたいへん遅れていた。また現在も遅れているといってよいだろう。ところが、こゝに入つて急激に配置販売業の情報処理が高度化されつつある。……中間・省略……

今回、端末機がドアの外へ飛び出すという業界では画期的な、ハンディ・ターミナルを用いた「配置薬専用システム」の運用の実際を紹介しながら、配置販売業とコンピューターの係わりについて特集した。(以下略)

(『薬日新聞』昭和五十九年六月三十日号)

## 二六 農協配置の実態

昭和六十年

家庭葉新聞社では、九州地区の配置協議会長を通じて、昭和五十九年三月三十一日現在の“農協配置”に関する資料（別表）を入手した。

県名	項目	総農家戸数 A	配置戸数 B	普及率 B/A %	総農協数 C	取扱農協数 D	取扱率 D/C %	回収金額	配置員数	一人当たりの集金額（単純計算）
合		一一七、四〇〇	一一一、三〇〇	九二・一	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
宮		一一一、九〇〇	一一〇、九〇〇	九九・一	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
福		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
高		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
広		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
岡		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
島		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
鳥		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
静		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
新		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
長		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
群		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
栃		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
福		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
山		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
岩		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
秋		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
宮		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
山		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
形		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
庄		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
内		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
形		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
田		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
城		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
手		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
計		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
崎		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
岡		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
知		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
島		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
根		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
取		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
井		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
岡		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
鴻		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
野		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
馬		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
木		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
島		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
形		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
田		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
城		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四
手		一一〇、九〇〇	一一〇、九〇〇	一一〇・〇	八三	一〇四	一二・一	六三万円	六三	一一〇・四

## 二七 奈良生協配置が好調なスタート

昭和六十年

奈良市民生活協同組合では、組合員五万人を対象に「生協の常備薬」を、十二月から配置する計画で準備を進めているが、さる十一月二十六日に奈良市の婦人会館で、二十七日は樋原市の薬業会館で、薬についての講演会を開くと共に、生協常備薬を配置するについての説明をし、説明書を配布したり、アンケート調査をした。説明書には配置箱に入れる各メーカーの製品案内と登録申込書がついており、生協は新付けの苦労をしないで、大々的な拡張が進行するものとして注目される。出席者は婦人会館一五〇人、薬業会館一二〇人で、好評だったため、さらに十二月三日に婦人会館に一五〇人を集めて第三回目の講演会を開催した。（以下略）

（『薬日新聞』昭和六十年十二月七日付）